

省エネルギー性に関する基準

[断熱等性能等級5以上]

ここに記載する基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5-1 断熱等性能等級に定められている基準です。

断熱等性能等級5の性能基準を記載していますが、このほかに、仕様基準※に適合させる方法があります。

※ 仕様基準の詳細は、「【フラット35】対応 省エネルギー性技術基 (<https://www.flat35.com/business/standard/energy/index.html>) をご覧ください。

第1 断熱等性能等級5以上

（以下は断熱等性能等級5の基準を記載しています）

1 外皮平均熱貫流率による基準および冷房期の平均日射熱取得率

地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（単位：W/(m ² ・K)）	0.40		0.50	0.60			-	
冷房期の平均日射熱取得率	-				3.0	2.8	2.7	6.7

2 結露の発生を防止する対策

(1) 次のアまたはイのいずれかに該当する断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿層※を設けます。

ア グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材

イ 吹付け硬質ウレタンフォームのうち、JIS A 9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）A種3に該当するもの

※ 防湿層とは、断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいいます。

(2) 次のア～エのいずれかにあてはまる場合は、(1)にかかわらず、防湿層の設置を省略することができます。

ア コンクリート躯体または土塗り壁の外側に断熱層がある場合

イ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合または湿気の排出を妨げない構成となっている場合

ウ 地域の区分が8地域の場合

エ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比（次式の値（T））が地域の区分に応じて、次表の値以上となる場合

$$T = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{断熱層の外気側表面より室内側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{断熱層の外気側表面より外気側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}$$

地域の区分	T	
	外壁	屋根または天井
1・2・3	5以上	6以上
4	3以上	4以上
5・6・7	2以上	3以上

(3) 屋根または外壁を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側へ通気層を設けます。ただし、次のア～オのいずれかに該当する場合は、通気層の設置を省略できます。

ア 当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合

イ 防湿層にJIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）を用いる場合（地域の区分が3～7地域に限る。）

ウ 防湿層が0.082m²sPa/ng以上の透湿抵抗を有する場合（地域の区分が3～7地域に限る。）

エ 断熱層の外気側に軽量気泡コンクリート（JIS A 5416（軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル））またはこ

れと同等以上の断熱性および吸湿性を有する材料を用いる場合で、防湿層が $0.019\text{m}^2\text{sPa/ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合（地域の区分が3～7地域に限る。）

オ (2)のウまたはエに該当する場合

- (4) 断熱層の屋外側に通気層を設け、かつ、断熱材として繊維系断熱材等を使用する場合には、断熱材と通気層の間に、防風層を設けます。
- (5) 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分※においては、所定の断熱補強を行います。※乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分並びに玄関床部分を除く。
- (6) 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合は、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の間に入らないようにします。